

ご注意 保障のあらましは、契約内容のすべてを記載したものではありません。契約発効後にお送りする「ご契約のしおり」を必ずご確認ください。

共済金の種類	共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合
<b>病気</b> 入院共済金	被共済者が、共済期間中に病気の治療を目的として、病院または診療所へ入院 <sup>(*)1</sup> を開始した場合	病気入院共済金日額×共済期間中の入院日数 (注)1回の入院 <sup>(*)2</sup> について360日分限度	①公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならない入院によるとき ②共済契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき ③被共済者の犯罪行為によるとき ④被共済者の薬物依存、または薬物依存により生じた疾病によるとき ⑤原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないものによるとき ⑥被共済者が国籍を有する国の公的業務(兵役等)にともなう原因によるとき ⑦直接であると間接であるとを問わず、被共済者が、新規契約の発効日の前日以前においてすでに罹患していた病気を原因として、新規契約の発効日から発効日を含んで1年以内に入院を開始したとき
<b>病気</b> 長期入院共済金	被共済者が、共済期間中に病気の治療を目的として、病院または診療所へ入院 <sup>(*)1</sup> を開始し、その入院が共済期間中に継続して270日以上となった場合	病気入院共済金日額×60 (注)1回の入院 <sup>(*)2</sup> について1回のみ	①公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならない通院によるとき(例:公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならないカウンセリング等) ②共済契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき ③被共済者の犯罪行為によるとき ④細則に定める違法薬物によるとき ⑤原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないものによるとき ⑥被共済者が留学生である共済契約において、被共済者が国籍を有する国の公的業務(兵役等)にともなう原因によるとき
こころの早期対応保障共済金	被共済者が、共済期間中に精神疾患の治療を目的とし、病院または診療所に公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の精神科専門療法が算定される通院を開始した場合	こころの早期対応保障共済金額 (注)共済期間(1年)につき1回	①公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならない通院によるとき(例:公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならないカウンセリング等) ②共済契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき ③被共済者の犯罪行為によるとき ④細則に定める違法薬物によるとき ⑤原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないものによるとき ⑥被共済者が留学生である共済契約において、被共済者が国籍を有する国の公的業務(兵役等)にともなう原因によるとき
<b>事故(ケガ)</b> 入院共済金	被共済者が、共済期間中に発生した不慮の事故 <sup>(*)3</sup> を直接の原因として、その事故日から180日以内かつ共済期間中に病院または診療所へ入院 <sup>(*)1</sup> を開始した場合	事故(ケガ)入院共済金日額×共済期間中の入院日数 (注)1回の入院 <sup>(*)2</sup> について360日分限度	①公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならない入院によるとき ②共済契約者の故意または重大な過失によるとき ③被共済者の重大な過失によるとき ④被共済者の犯罪行為によるとき ⑤被共済者の薬物依存によるとき ⑥被共済者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑦被共済者が、法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故によるとき ⑧被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき ⑨原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないものによるとき ⑩被共済者が留学生である共済契約において、被共済者が国籍を有する国の公的業務(兵役等)にともなう原因によるとき
<b>事故(ケガ)</b> 長期入院共済金	被共済者が、共済期間中に発生した不慮の事故 <sup>(*)3</sup> を直接の原因として、その事故日からその日を含めて180日以内かつ共済期間中に病院または診療所へ入院 <sup>(*)1</sup> を開始し、その入院が共済期間中に継続して270日以上となった場合	事故(ケガ)入院共済金日額×60 (注)1回の入院 <sup>(*)2</sup> について1回のみ	①公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならない入院によるとき ②共済契約者の故意または重大な過失によるとき ③被共済者の重大な過失によるとき ④被共済者の犯罪行為によるとき ⑤被共済者の薬物依存によるとき ⑥被共済者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑦被共済者が、法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故によるとき ⑧被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき ⑨原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないものによるとき ⑩被共済者が留学生である共済契約において、被共済者が国籍を有する国の公的業務(兵役等)にともなう原因によるとき
<b>事故(ケガ)</b> 通院共済金	<b>【通院の場合】</b> 被共済者が、共済期間中に発した不慮の事故 <sup>(*)3</sup> を直接の原因としてケガを被り、その事故日から180日以内かつ共済期間中に病院または診療所に通院 <sup>(*)4</sup> を開始した場合には、その事故日から180日以内かつ共済期間中に通院した場合 <b>【固定具装着の場合】</b> 上記「通院の場合」における治療のため、事故日から180日以内かつ共済期間中に、医師の指示に基づき、固定具を装着した場合 ※病院または診療所以外への通院は、次の①または②に該当する場合にお支払いの対象となります。ただし、健康保険の療養の給付または療養費の対象となる場合に限りません。 ①柔道整復師の施術所(接骨院・整骨院)…脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合 ②鍼灸師等の施術所(鍼灸院)…事前に医師より医療上の必要性を認められ、書面で指示がされている場合	<b>【通院の場合】</b> 事故(ケガ)通院共済金日額×共済期間中の通院日数 <sup>(*)5</sup> <b>【固定具装着の場合】</b> 事故(ケガ)通院共済金日額×10日分 (注)同一の不慮の事故 <sup>(*)4</sup> による通院と固定具装着をあわせて、1事故につき90日分限度 (注)固定具装着に対してのお支払いは、1事故につき1回限り	①公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならない通院によるとき ②被共済者の平常の生活に支障がない場合の通院、または医師が通院しなくてもさしつかないと認定したとき以後の通院によるとき ③内固定、サポーター、テーピング、包帯、絆創膏等はお支払いません ④その他、共済金をお支払いできない場合は事故(ケガ)入院保障共済金と同じです
手術共済金	被共済者が、共済期間中に、次の各号のいずれかの手術を受けた場合 ①病気の治療を直接の目的とする手術を受けたとき ②共済期間中に発した不慮の事故 <sup>(*)3</sup> によるケガの治療を直接の目的とする、その事故の日からその日を含めて180日以内の手術を受けたとき (注)診療報酬点数表の手術料が算定される手術が対象となります。	手術共済金額 (注)所定の手術のうち、2種類以上の手術同じ日に受けた場合、または1種類の手術を同じ日に複数回にわたって受けた場合は、いずれか1種類の手術を1回受けたものとみなして共済金をお支払いします。 (注)複数回実施する手術を1回(一連)の手術として医療機関が算定する場合は、複数回実施する場合であっても1回の手術とみなします。	①公的医療保険制度の対象とならない手術によるとき(例:美容整形、視力回復術、検査のための手術等) ②以下の手術は対象外となります ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨、軟骨または関節の非観血的なまたは徒手的な整復術、固定術および授動術 オ. 下甲介または鼻腔の粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術 カ. 涙囊切開術および涙点プラグ挿入術・涙点閉鎖術 キ. 抜歯 ク. 異物除去術(外耳・鼻腔内) ケ. 鴨眼・胼胝切除術 ③美容整形上の手術、病気を直接の原因としない不妊の治療のため

			<p>の手術、傷病の治療を直接の目的としない視力矯正のための手術、診断・検査(生検・腹腔鏡検査等)のための手術などは、「治療を直接の目的」とする手術には該当しません</p> <p>④その他、共済金をお支払いできない場合は病気入院保障共済金および事故(ケガ)入院保障共済金と同じです</p>
重度後遺障害共済金	被共済者が、共済期間中に重度後遺障害となつた場合	別表第1 「重度障害ならびに重度後遺障害の定義」 <sup>(*)6)</sup> に定める支払割合を重度後遺障害共済金額に乘じた金額	<p>①共済契約者の故意によるとき ②被共済者の故意によるとき(ただし、自殺を目的とする場合を除きます) ③被共済者の犯罪行為によるとき ④直接であると間接であるとを問わず、被共済者が、新規契約の発効日の前日以前においてすでに罹患していた病気または受傷していたケガを原因として、新規契約の発効日から発効日を含んで1年以内に重度後遺障害となつたとき</p>
事故後遺障害共済金	被共済者が、共済期間中に発生した不慮の事故 <sup>(*)3)</sup> を直接の原因として、その事故日から2年以内かつ共済期間中に後遺障害となつた場合	別表第3 「後遺障害等級別支払割合表」 <sup>(*)6)</sup> に定める支払割合を事故後遺障害共済金額に乘じた金額  ・上記にかかわらず、被共済者が事故日から2年を超えてなお治療を要する状態にあるときは、この会は、事故日から2年を経過した日における医師の診断にもとづいて後遺障害の等級を認定して、事故(ケガ)後遺障害共済金を支払います。ただし、医師による診断時に共済契約が存続していた場合に限ります。	<p>①頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないものによるとき ②その他、共済金をお支払いできない場合は事故死亡共済金と同じです</p>
学業復帰支援臨時費用共済金	被共済者が、重度後遺障害により重度後遺障害共済金が支払われ、かつ、共済期間中に復学し学業を継続するとき	学業復帰支援臨時費用共済金額 (注)共済期間(1年)につき1回	重度後遺障害共済金の共済金をお支払いできない場合は、学業復帰支援臨時費用共済金はお支払いできません
死亡共済金	被共済者が、共済期間中に死亡した場合	死亡共済金額	<p>①共済契約者の故意によるとき(ただし、共済契約者が被共済者と同一人である場合を除きます) ②共済金受取人の故意によるとき(ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払います) ③被共済者の犯罪行為によるとき ④直接であると間接であるとを問わず、被共済者が、新規契約の発効日の前日以前においてすでに罹患していた病気または受傷していたケガを原因として、新規契約の発効日から発効日を含んで1年以内に死亡したとき</p>
事故死亡共済金	被共済者が、共済期間中に発生した不慮の事故 <sup>(*)3)</sup> を直接の原因として、その事故日から2年以内かつ共済期間中に死亡した場合	事故死亡共済金額	<p>①共済契約者の故意または重大な過失によるとき ②被共済者の重大な過失によるとき ③共済金受取人の故意によるとき(ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払います) ④被共済者の犯罪行為によるとき ⑤被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑥被共済者が法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故によるとき ⑦被共済者の精神障害によるとき ⑧被共済者の泥酔によるとき ⑨被共済者の病気に起因して生じた事故によるとき ⑩被共済者が留学生である共済契約において、被共済者が国籍を有する国の公的業務(兵役等)にともなう原因によるとき</p>
親扶養者死亡共済金および親扶養者重度障害共済金	被共済者の親または扶養者 <sup>(*)7)</sup> が、共済期間中に死亡または重度障害となつた場合	<p><b>【死亡の場合】</b> 親扶養者死亡共済金額 <b>【重度後遺障害の場合】</b> 親扶養者重度障害共済金額 (注)親扶養者死亡共済金と親扶養者重度障害共済金は、当該親(扶養者)1人に対し、二重にお支払いしません。</p>	<p>①共済契約者の故意または重大な過失によるとき(ただし、当該親または扶養者と同一人である場合を除きます) ②被共済者の故意または重大な過失によるとき ③共済金受取人の故意または重大な過失によるとき(ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払います) ④直接であると間接であるとを問わず、当該親または扶養者が、新規契約の発効日の前日以前においてすでに罹患していた病気または受傷していたケガを原因として、新規契約の発効日から発効日を含んで1年以内に死亡または重度障害となつたとき</p>
扶養者事故死亡共済金および扶養者重度障害共済金	被共済者の扶養者 <sup>(*)7)</sup> が、共済期間中に発生した不慮の事故 <sup>(*)3)</sup> を直接の原因として、その事故日から2年以内かつ共済期間中に死亡または重度障害となつた場合	<p><b>【死亡の場合】</b> 扶養者事故死亡共済金額 <b>【重度後遺障害の場合】</b> 扶養者事故重度障害共済金額 (注)被共済者の扶養者とは、事故日時点における被共済者の扶養者を指します。 (注)扶養者事故死亡共済金と扶養者事故重度障害共済金は、当該扶養者1人に対し、二重にお支払いしません。</p>	<p>①共済契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき ②当該扶養者の重大な過失によるとき ③共済金受取人の故意または重大な過失によるとき(ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払います) ④共済契約者、被共済者、共済金受取人または当該扶養者の犯罪行為によるとき ⑤当該扶養者が、法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑥当該扶養者が、法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故によるとき ⑦当該扶養者の精神障害によるとき ⑧当該扶養者の泥酔によるとき ⑨当該扶養者の疾病に起因して生じた事故によるとき</p>

\*1 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

\*2 「病気入院共済金」または「事故（ケガ）入院共済金」では、入院を2回以上した場合には、それらの入院のうち同一の原因によるものについて1回の入院とみなし、入院日数を通算します。ただし、同一の原因によるものであっても、直前の入院の退院日の翌日以後180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。

\*3 「不慮の事故」とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいい、事業規約**別表第2**「不慮の事故等の定義とその範囲」に定めるものをいいます。  
「急激かつ偶然な外因による事故」とは、次の「急激」「偶然」「外因」の3つの条件すべてにあてはまる事故のことをいいます。

急激とは	事故からケガの発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません）。
偶然とは	事故の発生または事故によるケガの発生が被共済者にとって予見できないことをいいます。
外因とは	事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます（身体の内部的原因によるものは該当しません）。

\*4 「通院」とは、医師による治療が必要であるため、病院または診療所に通うことまたは往診その他これに類する手段により診察、投薬、処置、手術その他の治療を医師の指示により受けることをいいます。

\*5 「通院日数」とは、医師が通院しなくともさしつかないと認定したときまでとします。なお、同一の日に複数回の通院、または通院において複数の医師の治療を受けた場合、通院日数は1日とします。

\*6 **別表第1**「重度障害ならびに重度後遺障害の定義」および**別表第3**「後遺障害等級別支払割合表」は、短期生命共済事業規約に定めています。

\*7 「被共済者の扶養者」とは、次の各号のいずれかに該当する者1名をいいます。なお、被共済者と同居であることを要しません。

① 被共済者が属する世帯において、主として生計を維持している者

② 被共済者が学生生活を維持するために、その所得によって、被共済者の学費および生活費を主として継続的に負担している者